

令和7年度 グループホームときめき 事業報告

社会福祉法人みなと寮

I 総括

1. 法人の理念

認知症の中核症状に伴う行動・心理症状の出現により、帰宅願望やせん妄など周辺症状が起こっている利用者に対し、「認知症高齢者」という表現はやめ、一人ひとりの利用者に対する尊厳を大切にす姿勢を基本として接しました。日々の認知症ケアに重点を置き、地域において穏やかで安定した生活が継続できるよう支援に取り組みました。

介護保険制度の目的でもある、「自立支援」を踏まえ、一人ひとりの人格や人権を大切に取扱い、日常生活の中で個人々々がそれぞれの能力に応じ自立して過ごすことができるよう支援を行いました。

2. 法人の基本方針

定期的に運営推進会議を開催し、地域の役員や地域包括支援センター職員、家族や成年後見人を招待し、グループホームにおける普段の生活の状況や事故報告など積極的な情報公開をおこなう事で、透明性のある運営と、地域に開かれたグループホームであることを周知しました。運営推進会議は年6回開催し、今年度はその内2回を対面での開催で行うことができました。

職員の目標設定においては、経験のあるなしを問わず、個人々々のスキルに合わせ利用者の支援に当たり、日々の業務に向き合いながらスキルアップを目指して行くよう努めました。

介護のプロであるという意識を持ち、高い専門性を獲得するよう努めました。認知症対応に関する資格取得を勧め、より専門的なケアを学ぶことで、利用者へ「Well Being＝幸せのある介護」を提供していきました。

3. 施設の基本方針

認知症の中核症状に伴う行動・心理症状（BPSD）の出現により、自立した生活が困難になったとしても、認知症の種別や病状の特徴を理解し、個人差にも配慮しながら継続的に支援をおこないました。

認知症の利用者に対する支援においては、コミュニケーション障害を伴うことがあり、利用者の本意を確認することがきわめて困難な場合が多々あります。意向を確認することを諦めてケアマネジメントプロセスに移行してしまうことを、出来るだけ避けるよう心がけました。利用者の

語りの中や表出された感情の内にある思いを見極め、現状の生活の中での生きづらさを感じておられないか、その「表情」に耳を傾ける中で、利用者の本意を見つけ出していきました。

4. 運営指針

(1) 短期運営指針・数値目標

【経営】

令和7年度の充足率は97.6%で月の平均利用人員は8.7人でした。

今年度は8月に1名が退所となり、新たな入居者の獲得に1ヶ月を要した為、全体として利用率が低下し、短期的な入退院はありましたが年始には利用率100%に回復しており、次年度もこの状況が維持できるよう努めていきます。

【利用者サービス】

住み慣れた地域での生活を可能な限り継続させるために、地域医療・かかりつけ医との連携をおこない、内科・脳外科・眼科・精神科など、専門性に合わせて医師との連携を行うことができました。

【地域公益活動】

- ① 「地域高齢者ふれあい食事サービス」
参加はありませんでした。
- ② 「地域喫茶サービス」
2ヶ月に1度、希望のあった方に参加していただきました。
- ③ 「港区民祭り」への参加
今回利用者の参加はなく、スタッフが運営のお手伝いという形で協力しています。
- ④ 「地域活動協議会」への出席
地域活動協議会より会議開催の連絡があった際にスタッフが参加しました。
- ⑤ 「八幡屋ふれあい交流会」
港区民祭り同様、スタッフが運営のお手伝いで参加いたしました。

【職員確保と育成】

法人本部と連携し、大学や専門学校への訪問、広告媒体やホームページ（採用ページ）の活用等により職員の確保に取り組みました。新規採用・中途採用者に対しては、認知症対応・高齢者虐待防止・人権研修など採用時

研修を実施し、介護業務の基礎を身につけられるよう配慮しました。

また、介護未経験の新規採用者に対しては、eラーニングによる「認知症介護基礎研修」を受講させ、介護職員に対し基礎的な知識を学ぶ機会を設けました。

【建物・設備】

(1) 建物

事業所は築 28 年目年となる建物となります。今後も日々のメンテナンスに努めながら、長期的な修繕計画に基づいた改修等を検討していきます。

(2) 設備

認知症の方には、物の見え方や捉え方に個人差があり、音や採光など環境の整備をおこなうことにより認知症の行動・心理症状 (BPSD) が緩やかになったとの報告があります。事業所では廊下の一部の照明機器を LED 照明へ切り替え、採光面での整備をおこない、より落ち着いた環境になるよう配慮しました。

5. 介護サービスの基本的な考え方

(1) 利用者満足度の追求・苦情への対応

利用者のニーズに沿った個別のケアプランを作成し、家族の要望をサービス検討会議の中で取り入れ、満足度の高い支援が行えるよう努めました。ケアプランは 6 ヶ月ごとにモニタリングを行い、更新を行いつつ、利用者の ADL や心理状況に応じた内容となるよう配慮しています。

(2) 健康維持管理サービス

入浴は週に 3 回実施しました。理美容サービスにおいては、2 ヶ月に 1 回訪問理容を活用することで、身だしなみを整えて頂きました。

口腔ケアは起床時と毎食後のブラッシングにて、口腔内の清潔保持に努めました。また専門的な支援として訪問歯科診療の導入をおこない、歯科医師からのアドバイスを元に口腔衛生管理をおこないました。

また、2 週に 1 度のペースで居宅管理栄養指導として主治医・歯科医に来所していただき、利用者の健康維持・管理に努めました。

(3) 食事サービス

朝食時は、パンを中心にヨーグルトや果物、また希望に応じて和食を提供しました。昼・夕食は、併設特養の委託業者が調理したメニューを提供し、管理栄養士の立てた栄養バランスを考慮した献立の提供をおこないました。盛り付けや食事前後のテーブル拭き・食器洗い等を、利用者と同

員とで協力しておこないました。

食事の形態においては、個人の嚥下状態に合わせ、普通食、きざみ食を提供しました。

(4) 余暇活動等

事業所外では地域の散策や買い物、事業所内では折り紙・書道・新聞紙を活用したゴミ箱の制作・編み物などのレクリエーションを実施しました。その他、お正月やクリスマス・節分など、季節に応じた行事を企画・実行し、利用者の誕生日にはお誕生会を開催するなど、日常の中で思い出となるような行事をおこないました。

認知症ケアにおいては、音楽療法や回想療法などを取り入れ、認知症の進行を緩やかに抑えるよう工夫を凝らしました。急激な認知症の進行は見られず、MIC (マイルドな状態) を示している利用者が多く生活をしておられます。

(5) サービス向上

定期的な認知症研修、新人職員 (常勤・非常勤問わず) の採用の際には、認知症・高齢者虐待防止・身体拘束防止の研修をおこないました。身体拘束等適正化における研修においては委員会を設け、月に 1 回身体拘束等適正化委員会にて、利用者へのケアが身体拘束に抵触していないかの検討や、事例をもとにした話し合い等をおこないました。その他、人権研修、法令遵守・感染症予防等の研修も実施しました。

11 月 1 日より認知症の専門的なケアを実施することによる加算「認知症専門ケア加算 (I)」の算定を開始しました。

また、3 月 1 日より介護サービスの質を維持・向上させながら、ICT 機器の活用などを通し業務の効率化を図る取り組みにたいする加算「生産性向上推進体制加算 (II)」の算定を開始しました。

事業所では 2 年に 1 回、外部評価の受審があり、介護サービスの質の向上に取り組んでいます。家族・利用者へのアンケートを行い、意見を集約し課題や要望に応えるよう努めるなど、絶えず介護サービスの質の向上を図りました。

(6) 人権重視のサービス提供 (身体拘束ゼロ・虐待防止の推進)

利用者の尊厳の保持や利用者本位のサービス提供を具現化するため、今年度は 3 回、高齢者への虐待防止ゼロ研修や権利擁護に関わる研修を開催しました。

6. 配置される職員体制について

(1) 求める職員像・適正人員体制

職員においては資格の有無を問わず、個人のスキルに合わせた介護を実施しつつ、日々介護技術の研鑽をおこなう事でスキルの向上に取り組みました。毎月定期及び随時実施する内部研修と、eラーニングを受講できる体制を整備しました。常に学ぶ姿勢を持った職員の育成に取り組みました。

計画作成担当者(ケママネ)を月に67.5時間以上配置し、介護職員は日勤帯(7:00~21:00)での常勤換算数で1日22.5時間以上の人員配置を整えました。

職員の福利厚生の一環として、有休消化は年間5日以上の獲得を奨励し、達成することができました。

(2) 会議・委員会・研修

毎月、職員会議・事故発生防止委員会・身体拘束等適正化委員会・内部研修の開催をおこない、ケアの統一や情報の共有化を図りました。

上記記載のとおり、運営推進会議を年6回開催しました。そのうち4回は書面で開催し、必要な書類を地域役員や地域包括支援センター職員など委員等に郵送し、内容を確認して頂きました。運営推進会議に合わせ、毎回ときめき便りを発行し、利用者の日々の生活の報告をおこないました。

7. 危機管理

(1) 事故防止等安全対策

重大な1件の事故の発生には、300件以上の軽微で些細な事故や不適切なケアが存在していると言われます。重大な事故の発生予防はもとより、些細で軽微なインシデントを見逃さないといった基本的な対策を行い、ヒヤリハット報告を作成・共有する事で職員間での情報を共有し未然に重大事故の発生予防に取り組みました。

重大な事故が発生した場合は、事故報告書を作成し、事故の分析と再発防止策の提案をおこない、同様の事故の防止を図りました。ケガなど受診を伴う等重大な事故の場合は、所定の書式にて保険者への報告もおこないました。

(2) 個人情報保護・情報管理の徹底

個人情報の取り扱いに関しては、事前に利用者・家族からの同意を得て介護支援に資する情報を収集し、利用目的以外での活用はおこなわない様徹底しました。

(3) 業務継続計画 (BCP)

自然災害発生によるライフラインのストップ、感染症

がまん延した場合などを想定し、業務継続計画 (BCP) を策定しており、今年度も内容面を最新の情報に更新しました。常に、突然の事態にも施設業務を継続できるように備え、緊急時にも対応できるよう訓練 (シミュレーション) 及び研修を企画し、実施しました。

(4) 防災災害等緊急時の対応

毎月1日に消防設備の点検をおこない、不備や故障が無いか確認しました。

避難訓練については、ときめきと愛港園・第2愛港園合同で行う避難訓練・消火器訓練への参加のほか、机上訓練において災害時の避難経路の確認や、日中想定で利用者を避難させる模擬避難訓練をおこない、万が一災害が起こった時でも対応がスムーズにできるよう取り組みました。

(5) 感染症への対応

感染症の対策強化として、感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、感染症(クラスター)が発生した場合に備え、業務継続計画 (BCP) を策定しており、今年度も内容面を最新の情報に更新しました。また、研修の実施等に加えて訓練 (シミュレーション) の実施をおこないました。

業務上において、感染症を施設に持ち込むことのないよう、職員は常日頃より体調管理に努め、出勤時の検温・うがい・手洗い消毒から業務中のマスクの着用、管内消毒など基本的な感染症予防対策を徹底し、予防まん延防止に取り組みました。新興感染症が発生した際に、協力医療機関と連携し入院受入れの検討などが即座に可能となる協力体制を構築しました。

(6) 防犯に関する対策

利用者にとって生活の場である福祉施設では、外部からの不審者の侵入や施設内備品の盗難など防犯への対策も必須課題の一つです。施錠や巡回の強化を図り、万が一危害を加えるような第三者を発見した場合は、直ちに愛港園、港在宅、第2愛港園と連携をとり警察への通報など適切な対処が行えるよう、平常時より密に連絡を取り合いました。